

船橋市立医療センター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）の経営及び運営状況を点検・評価するため、船橋市立医療センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対し意見を述べる。

- (1) 医療センターの経営に関する事項
- (2) 医療センターの運営に関する事項
- (3) 他の医療機関と医療センターとの連携に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 医療有識者 | 5人以内 |
| (2) 船橋市医師会の代表 | 2人以内 |
| (3) 公的病院等の代表 | 1人以内 |
| (4) 病院経営に関する有識者 | 1人以内 |
| (5) 市民代表 | 1人以内 |
| (6) 病院局職員以外の市職員 | 5人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人の行為は、委

員の行為とみなす。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、病院局経営企画室が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。